

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度

長崎市内の中小企業者等の製品・技術について、新規性、独自性、市場性及び有用性が一定認められる場合、長崎市が「優れモノ」として認証しPR等の支援を行います。

さらに、長崎市役所での用途が見込まれる製品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先的に購入し、官公庁の販売実績をつくること等により、販路開拓・拡大を支援します。

対象者	次の要件をすべて満たす方 (1) 中小企業者又は中小企業団体であること (2) 市内に主たる事業所又は、製品を製造する拠点を有しており、市内で1年以上事業を営んでいること (3) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
認証対象	市内で製造し又は開発した製品・技術で、新規性、独自性、市場性及び有用性が認められるもの（医薬品、医薬部外品、化粧品、農林水産物及び加工飲食料品、並びに設計、企画及び試作段階のものを除く）。
認証製品・技術が受けられる特典	(1) PR補助金 ^{※1} への申込みが可能になります。 (2) 優れモノ認証書・ロゴマーク授与（認証式、プレスリリース有り） (3) 長崎市ホームページなど各種広報媒体でのPR (4) 長崎市融資制度「中小企業いきいき企業者支援資金」への申込みが可能 (5) トライアルオーダー製品認定（長崎市が優先的に購入）※長崎市役所で用途が見込まれる新製品に限ります。（別途申請が必要となります） (6) 中小企業コーディネーターの派遣
募集期間	令和6年4月1日～令和6年9月末日
申請時提出書類	(1) 認証申請書（ホームページからダウンロードできます。） (2) 直近3事業年度の決算書 (3) 定款及び登記簿謄本 (4) パンフレット、性能・効果を示す書類、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類 (5) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 ※(3)と(5)は原本を提出すること（写し不可）
認証基準	(1) 新規性、独自性、市場性及び有用性が見込まれること (2) 製品又は技術が関係法令に違反しない又は違反する恐れがないこと 以下は、トライアルオーダー認定制度での認定基準 ・ 本市において用途が見込まれること ・ 申請の時点が、新商品の販売を開始してから概ね5年以内であること ・ 資金調達・生産体制が確保できていること
審査手順	外部委員による審査会（申請者によるプレゼンテーションを含む）を経て決定します。
認証認定期間	認証・認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日まで
様式入手先	http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/362000/p008938.html
※1 PR補助金の対象経費、補助率、補助上限額	(1) 産業見本市への出展（出展料、備品借上料、旅費） (2) ホームページの作成及び改修（委託料） (3) パンフレット、チラシ、カタログ及びポスターの作成（委託料、印刷製本費） (4) 新聞・雑誌への広告（広告掲載料、広告デザインのための委託料） (5) プロモーション動画の作成（委託料） (6) 外国語翻訳（翻訳にかかる委託料） 補助率1/2、補助上限額200千円

——お問い合わせ先——

長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階 TEL 095(829)1273 FAX 095-829-1151